

議員提出議案第10号

議長及び副議長選挙の立候補制導入に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年6月19日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会
委員長 又未成人

平成 年 月 日原案 決

議長及び副議長選挙の立候補制導入に関する意見書

地方公共団体の議会は合議制の議事機関として住民の直接選挙により選ばれた議員で構成されており、議長及び副議長の選挙については、地方自治法（以下「法」という。）第103条において、議員の中から議長及び副議長一人を選挙することが定められている。議長及び副議長の選挙の手続きについては、法第118条において、一部公職選挙法の規定が準用されているが、立候補の規定については準用されておらず、その選挙の過程が市民にとってわかりづらいものとなっている。

地方公共団体を取り巻く環境は、第一次地方分権改革として平成12年に地方分権一括法が施行され、機関委任事務制度の廃止と国の関与の見直しが行われたことで、地方公共団体の自主性・自立性が飛躍的に拡大し、これに伴い、議会の権限とその責任が大幅に重くなっている。また、法第104条においては、議長の議事整理権・議会代表権などが規定されており、地方公共団体の将来に関わる政策など、重要な決断をするための組織を取りまとめる議長及び副議長の役割は、非常に重いものとなっている。

さらに、地方議会の権能を強化するため地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定するなど、地方議会議員の法的な位置づけの明確化については、平成24年8月の地方自治法の一部改正に当たって、「地方議会の議員に求められる役割及びあり方等を踏まえ、その位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること」とする付帯決議が衆議院及び参議院においてなされている。

このようなことから、議会の重要な役割を担う議長及び副議長の選挙においては、市民への説明責任や開かれた議会を推進する意味からも、議長及び副議長の職を希望する議員が選挙前に立候補を表明する立候補制を導入すべきものであり、併せて、立候補者においては選挙の前に議会運営の方針や公約などの所信を述べる機会を保障したうえで投票を行うべきものである。

そこで、国においては「正副議長選挙の立候補制」の導入を踏まえ関係法令の整備など十分な措置を講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先：内閣総理大臣，総務大臣

提案理由（議員提出議案第10号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方議会の議長及び副議長の選挙において、市民への説明責任と開かれた議会を推進することから、議長及び副議長の職を希望する議員が選挙前に立候補を表明する立候補制を導入すべきものであり、併せて、立候補者においては選挙の前に議会運営の方針や公約などの所信を述べる機会を保障したうえで投票を行うべきものであります。

つきましては、国において「正副議長選挙の立候補制」の導入を踏まえ関係法令の整備など十分な措置を講じられるよう強く求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。